瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２８号

瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

第１条　瀬戸市職員の通勤手当に関する規則（平成１６年瀬戸市規則第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　＜省略＞ ２及び３　＜省略＞ ４　この規則に規定する「駐車場等」とは、自動車、原動機付自転車、その他原動機付の交通用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が第８条の２に定める要件を満たすものに限る。）をいう。	（定義） 第２条　＜省略＞ ２及び３　＜省略＞
（届出） 第３条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長が別に定める通勤届により、所定の事項を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。 ⑴から⑶まで　＜省略＞ ⑷　住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった	（届出） 第３条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長が別に定める通勤届により、所定の事項を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。 ⑴から⑶まで　＜省略＞ ⑷　住居、通勤経路又は通勤方法に変更があった場合

場合	
（支給対象者及び支給額）	（支給対象者及び支給額）
第５条　＜省略＞	第５条　＜省略＞
２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
⑴　＜省略＞	⑴　＜省略＞
⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額	⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
アからサまで　＜省略＞	アからサまで　＜省略＞
⑶　前号に掲げる職員のうち、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員　前号アからサまでに掲げる額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額が５，０００円を超える場合にあっては、５，０００円）を加算した額	
ア　月を単位として駐車場等の料金が定められている場合　当該料金の額	
イ　駐車場等の料金を定める期間が２以上の月にわたる場合　当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	
ウ　時間貸しの駐車場等の場合　１日当たり２５０円に勤務日数を乗じて得た額	
エ　アからウまでに掲げる場合以外の場合　市長が定める額	
３及び４　＜省略＞	３及び４　＜省略＞
（定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）	（定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）
第６条　条例第１４条第２項（瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和５１年瀬戸市条例第３０号）第４条の２又は第４条の４の規定により読み替えて適用する場合を含む。	第６条　条例第１４条第２項（瀬戸市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和５１年瀬戸市条例第３０号。）第４条の２又は第４条の４の規定により読み替えて適用する場合を含む

）の市長が規則で定める職員は、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員とし、同項の規則で定める割合は、１００分の５０とする。ただし、第５条第２項第３号の規定により加算する駐車場等に係る通勤手当については、この限りでない。	。）の市長が規則で定める職員は、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員とし、同項の規則で定める割合は、１００分の５０とする。
第８条　＜省略＞	第８条　＜省略＞
（駐車場等の要件）	
第８条の２　駐車場等の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 ⑴　職員が通勤のために利用し、職員が利用料を負担する施設であること。 ⑵　勤務公所又は利用駅等周辺及び通勤経路上にある施設であること。 ⑶　親族所有の施設又はこれに準ずるものとして市長が認める施設でないこと。 ⑷　職員が自転車を駐車するために利用する施設でないこと。	
（返納の事由及び額等）	（返納の事由及び額等）
第１１条　通勤手当（１箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。	第１１条　通勤手当（１箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。
⑴　＜省略＞	⑴　＜省略＞
⑵　通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、通勤のため負担する運賃の額等若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合	⑵　通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
⑶及び⑷　＜省略＞	⑶及び⑷　＜省略＞
２及び３　＜省略＞	２及び３　＜省略＞

第２条　瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給対象者及び支給額） 第５条　＜省略＞ ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　＜省略＞ ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　２，０００円（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員にあっては、２，０００円以内において市長が定める額） イ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　４，２００円 ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，３００円 エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，４００円 オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１３，５００円 カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１６，６００円 キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３	（支給対象者及び支給額） 第５条　＜省略＞ ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　＜省略＞ ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道４キロメートル未満である職員　４，１００円（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員にあっては、４，１００円以内において市長が定める額） イ　使用距離が片道４キロメートル以上６キロメートル未満である職員　５，３００円 ウ　使用距離が片道６キロメートル以上８キロメートル未満である職員　６，４００円 エ　使用距離が片道８キロメートル以上１０キロメートル未満である職員　７，５００円 オ　使用距離が片道１０キロメートル以上１３キロメートル未満である職員　９，４００円 カ　使用距離が片道１３キロメートル以上１６キロメートル未満である職員　１１，０００円 キ　使用距離が片道１６キロメートル以上２

５キロメートル未満である職員　１９，７００円 ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２２，８００円 ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２５，９００円 コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２９，１００円 サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　３２，３００円 シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　３５，５００円 ス　使用距離が片道６０キロメートル以上６５キロメートル未満である職員　３８，７００円 セ　使用距離が片道６５キロメートル以上７０キロメートル未満である職員　４２，２００円 ソ　使用距離が片道７０キロメートル以上７５キロメートル未満である職員　４５，７００円 タ　使用距離が片道７５キロメートル以上である職員　４９，２００円	０キロメートル未満である職員　１３，３００円 ク　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１６，２００円 ケ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１９，２００円 コ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　２２，３００円 サ　使用距離が片道３５キロメートル以上である職員　２４，９００円
⑶　＜省略＞	⑶　＜省略＞
３及び４　＜省略＞	３及び４　＜省略＞

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和

９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の瀬戸市職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

３　適用の日（以下「適用日」という。）以後駐車場等を利用している職員であって、改正後の規則第５条第１項第２号の職員たる要件を具備するに至ったもの（適用日の際現に駐車場等を利用している職員であって、施行の日前に駐車場等の利用を終了したものを含む。）は、改正後の規則第３条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（通勤手当の内払）

４　改正後の規則の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の瀬戸市職員の通勤手当に関する規則の規定に基づいて支給された通勤手当は、それぞれ改正後の規則の規定による通勤手当の内払とみなす。